

○北斗市地域活性化対策補助金交付要綱

平成18年5月26日

訓令第127号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な住民活動を支援することにより、地域コミュニティの活性化を担う人材の育成や良好な地域コミュニティの形成を図るため、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 住民活動 個人又は団体が実施するもので、広く本市の区域内における地域コミュニティの形成に資すると認められるものをいう。ただし、北斗市地域協働事業対策補助要綱（平成18年北斗市訓令第126号）に該当するものを除くものとする。
- (2) 地域コミュニティ 地域の全体的な課題等の解決や地域住民の連携又は交流を図るために活動する住民等による組織をいい、住民個人の活動の場となるものを含むものとする。

(補助要件)

第3条 この要綱による補助を受けることができるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。ただし、補助を受けようとする事業が、既に他の団体等が実施する事業と類似していないものに限る。

- (1) 本市内の団体又は本市内の団体を組織しようとするものが実施する地域の活性化を目的とする事業であって、地域コミュニティの形成に資すると認められるもの。
- (2) 市内の高校が実施する地域内でのボランティア活動や地域交流・連携事業であって、地域コミュニティの形成に資すると認められるもの。
- (3) 地域コミュニティの活性化を担う人材の育成を図るために必要と認められるもので、次のいずれかに該当するもの。

ア 市内に住所を有し、市内に活動拠点を置く団体に所属する小中学生が、社会教育活動として行われる対外競技等において、地区大会で優秀な成績を修めた者、標準記録を超えた者又は当該競技等の主催若しくは主管団体から推薦を受けた者が、全国大会に参加する場合であって、北斗市立小中学校の対外競技等参加経費補助要綱（平成18年教育委員会訓令第18号）又は北斗市子ども対外競技等参加経費補助要綱（平成

18年教育委員会訓令第25号) の補助対象に該当しない場合

イ 地域コミュニティ活動に関する先進地視察であつて、申請を行おうとする団体が本市の各種補助制度の適用を受けるものとして、事業費補助や団体運営費補助を受けていない団体であること。

(4) その他市長が特に必要と認めるもの。

(補助基準及び補助率等)

第4条 この要綱による補助の対象は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 事業費に旅費がある場合は、本市の旅費規程による相当額以内とする。

(2) 交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費等の直接事業の実施とは関係のない一般管理的な費用は、補助対象外とする。

(3) 労務費等の人件費は、補助対象外とする。

(4) 補助金以外の方法で支援が可能な費用は、補助対象外とする。

2 この要綱による補助金額は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その額が50万円を超える場合は50万円とする。

(1) 本市の区域内における事業 補助対象経費の全額

(2) 派遣事業 補助対象経費の2分の1以内

3 複数年度を事業期間とする場合は、3年度を時限とし補助を行う。

(補助の申請等)

第5条 この要綱による補助を受けようとする者は、事業着手前に、補助金交付申請書に事業計画書を添えて市長に申請しなければならない。

2 その他補助金の交付に係る手続については、北斗市補助金等交付規則（平成18年北斗市規則第40号）による。

(補助金の返還等)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為によりこの要綱による補助を受けた者があるときは、その者から、当該補助を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。